

令和7年度国民年金システム標準化ワーキングチーム
(第2回) 議事概要

日時：令和7年10月3日（金） 15:00～15:45

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階（東京都千代田区丸の内3-2-3）

出席者（敬称略）

【構成員】

中川 健治	（座長） 株式会社E C O 経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区 健康部医療保険年金課国民年金係 係長
秦野 智史	松戸市 健康医療部国保年金課 主幹
古川 弘幸	筑紫野市 国保年金課 主査

【オブザーバー】

津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
下田 卓也	デジタル庁 統括官付参事官付 主査
安藤 吾郎	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
地藤 学	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
帳山 昌一	日本年金機構 年金給付部 納付企画第1グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金自治体専務専門官
八巻 純一	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 標準仕様書改定に向けた討議
3. 閉会

【意見交換（概要）】

1. 開会

○本日はワーキングチームであるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち市町村の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。（事務局）

2. 議事

(1) 標準仕様書改定に向けた討議

○令和7年度1月末の標準仕様書改定に向けた討議についてご説明する。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）において、特定親族特別控除が創設された。特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額に応じて段階的に適用される控除である。特定親族特別控除の創設に伴い、施行期日の令和8年4月1日に向けて、令和8年1月末に標準仕様書を改定するものとなる。（事務局）

○次に特定親族特別控除の創設に伴う改定対象一覧についてご説明する。特定親族特別控除の創設に伴う改定対象は、帳票詳細要件と帳票レイアウトに区分される。対象の帳票は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）」、「国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）」、「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」、「国民年金老齢福祉年金所得状況届」、「特別障害給付金所得状況届」、「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」である。本紙、ツリー図・業務フロー及び機能・帳票要件の改定はない。（事務局）

○No. 1 「国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）」の印字項目追加について、帳票詳細要件の改定案ではシステム印字項目に「特定親族特別」を追加しており、実装項目は必須としている。システム印字項目の追加に伴い、帳票IDは新たに採番する。また、適合基準日は施行期日の令和8年4月1日に合わせ、現在の1.4版から変更しないものとしている。（事務局）

○No. 2 「国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）」、No. 3 「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」、No. 4 「国民年金老齢福祉年金所得状況届」、No. 5 「特別障害給付金所得状況届」及びNo. 6 「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」の印字項目追加については、No. 1と同様の改定案としている。（事務局）

○No. 7 「国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）」のレイアウト変更について、各控除の欄に「特定親族特別」の行を追加している。なお、各欄に記載されていた(1-A)～(9-G)の番号は現在使用されていないことから削除している。また、行の追加に伴い丸数字の番号を変更している。（事務局）

○No. 8 「国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）」のレイアウト変更については、No. 7と同様の改定案としている。（事務局）

○No. 9 「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」のレイアウト変更について、各控除の欄に「特定親族特別」の行を追加している。 (事務局)

○No. 10 「国民年金老齢福祉年金所得状況届」、No. 11 「特別障害給付金所得状況届」及び No. 12 「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」のレイアウト変更については、No. 9 と同様の改定案としている。 (事務局)

○次に特定親族特別控除に伴う個人住民税システムとの連携に関してご説明する。個人住民税システムとの連携に関する仕様は、機能要件の機能 ID : 0260074 のとおりであり、具体的な連携項目は機能別連携仕様に定めている。データ要件・連携要件標準仕様書が 9 月 30 日に改定され、特定親族特別控除額のデータ項目「本人該当区分_特定親族特別控除対象」及び「特定親族特別控除額_計算値」が個人住民税システムから国民年金システムへの連携対象とされている。具体的には、個人住民税の基本データリストのデータ項目 ID : 01002789において「本人該当区分_特定親族特別控除対象」が定義され、データ項目 ID : 01000501 の「控除金額」におけるコード値において「特定親族特別控除額_計算値」が新たに定義されている。これらのデータ項目は、個人住民税の機能別連携仕様の Output にて国民年金システムへ連携されることとなっている。(事務局)

○特定親族特別控除額の連携は、資料に示している機能要件が関連するが、既述の要件に含まれるため修正はない。具体的には、機能 ID : 0260477 等において「個人住民税システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力がなされ、表示できること」とあるが、特定親族特別控除額は、配偶者特別控除や医療費控除等と同様に「各控除額」に含むことになる。また、機能 ID : 0260208 等において「障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること」とあるが、特定親族特別控除額は、個人住民税システムからの連携により直接の金額を取得し、単価では管理しないため対象外となる。 (事務局)

○続いて、構成員から事前にいただいたご質問 2 点およびご回答内容について、ご共有させていただきます。 (事務局)

○1 点目のご質問について、No. 7 及び No. 8 の市町村確認書のレイアウトは日本年金機構からの所得照会時に使用する様式で認識相違ないかとの質問をいただいた。こちらの質問については、マイナンバー情報連携で日本年金機構が所得情報を取得できなかつた場合に、日本年金機構から市町村に送付して所得の記載をお願いしている様式である旨をご回答している。 (事務局)

○2 点目のご質問について、施行期日の令和 8 年 4 月 1 日までにシステムの改修を行う必要があるか、間に合わない場合、特定親族特別の欄が含まれていない様式に打ち出されてしまうのではないかとのご質問をいただいた。こちらの質問については、原則として施行期日の令和 8 年 4 月 1 日より前に対応いただきたい。また、システムの改修が間に合わない場合には、お示しする新様式をプリントアウトして手書きで記入いただくなどの対応が必要となる旨をご回答している。 (事務局)

○令和 7 年度 1 月末の標準仕様書改定に向けた討議について、ご意見等あればお願いしたい。 (事務局)

○「特定親族の合計所得金額と控除額の関係図」を示していただいているが、特定親族の合計所得金額が 58 万円から 85 万円の場合は、所得税及び個人住民税に適用される控除額が 45 万円、

所得税及び個人住民税に適用される控除額と所得税のみ適用される控除額の合計が 63 万円となっている。国民年金の免除等で使用する控除額は、【特定親族の合計所得金額と個人住民税に適用される控除額】の表に示されているとおり、個人住民税に適用される控除額である認識で相違ないか。（構成員）

○ご認識のとおりである。（事務局）

○数年前の税制改正により、「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に置き換えられた。「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」、「国民年金老齢福祉年金所得状況届」、「特別障害給付金所得状況届」及び「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」については、様式自体が「同一生計配偶者」に置き換えられている。一方、「国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）」及び「国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）」の様式については、「控除対象配偶者」のまま変更されていない。施行令でも「同一生計配偶者」と記載がされているにもかかわらず、これらの様式の表記が置き換えられていない理由を過去に問い合わせたところ、「同一生計配偶者について把握できている市町村とできていない市町村があるため」との回答であった。しかし、施行令が変更されている以上、市町村の把握状況は関係ないと考える。また、機能 ID : 0260477 についても、同一生計配偶者と記載されているにもかかわらず、帳票上は控除対象配偶者となっている。施行令に合った様式となるよう見直していただきたい。（構成員）

○事務局にて再度確認し、回答させていただく。（事務局）

○特定親族特別控除の創設に伴う改定について、令和 7 年度分以前の所得の判定等に影響はなく、令和 8 年度分から影響があるという認識でよいか。（構成員）

○ご認識のとおりである。（事務局）

○国民年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する改正の趣旨について、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 7 号)」と記載があるが、誤りではないか。（構成員）

○記載のとおりであり、誤りではない。（事務局）

○No. 2 「国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）」の印字項目追加について、帳票詳細要件（改定案）の No. 17 に「特定親族特別」が追加されているが、その結果 No. 18 以降の番号も順にずれることが分かりづらいため、No. 18 についても記載してもよいのではないか。（構成員）

○承知した。No. 18 についても記載するよう修正する。（事務局）

○続いて、令和 7 年度 1 月末改定に向けたスケジュールについてご説明する。特定親族特別控除の創設に伴い、標準仕様書の改定を令和 7 年度 1 月末に実施する予定としている。第 2 回研究会でお伝えのとおり、ワーキングチーム、ベンダー一分科会及び研究会の開催日程は当初予定から変更している。（事務局）

○次に 1 月末改定に向けた研究会の進め方についてご説明する。第 2 回ワーキングチーム及びベンダー一分科会では改定対象と改定内容の討議・確認を実施する。第 3 回研究会では意見照会の進め方と照会内容を、第 4 回研究会では意見照会の結果を踏まえた標準仕様書の改定内容について討議・確認していただく。第 3 回研究会は 2025 年 11 月上旬、第 4 回研究会は 2026 年 1 月上旬に実施し、1 月末に第 1.5 版標準仕様書を発出する予定である。（事務局）

○令和 7 年度 1 月末改定に向けたスケジュールについて、ご意見等あればお願いしたい。（事務局）

○施行期日である令和 8 年 4 月 1 日までにシステム改修を間に合わせることができることをベンダーに確認しているのか。ベンダーによっては契約の際に、対応する標準仕様書の版を示した

上で、それ以降に改定された内容は施行期日までに間に合わせることができない可能性があると伝えていることがある。ベンダー分科会の際には、施行期日にシステム改修を間に合わせることができるか確認していただきたい。（構成員）

○承知した。（事務局）

○令和7年度1月末改定に向けたスケジュールについて、以前の研究会では令和8年度以降の業務効率化に向けた検討も行われる予定であったが、その認識でよいか。（構成員）

○ご認識のとおりである。標準仕様書の改定を優先的に対応しているが、令和8年度以降の業務効率化に向けた検討も並行に実施し、年度内の研究会で共有する想定である。（事務局）

○承知した。（構成員）

○今回の特定親族特別控除に係るシステム改修以前に、年金生活者支援給付金に係るシステム改修の通知も届いている。改正に係るシステム改修の通知は、できれば同じタイミングでいただきたい。（構成員）

○承知した。（事務局）

○地方厚生局から今回の税制改正に伴うシステム改修をいつまでに行えばよいかという問合せへの回答があった。回答内容は、システム改修は令和7年度中までの対応を求めるものであり、間に合わない場合は手作業による審査が発生することを想定しているとのことだった。しかしながら、ベンダーからは令和7年度中のシステム改修は間に合いそうにないと聞いている。この場合どのように対応すべきか、ご教示いただきたい。（構成員）

○施行期日が令和8年4月1日であるため、原則は令和8年4月1日までに対応いただきたい。ただし、システム改修が間に合わない場合も想定されるため、その場合は可能な限り早めに対応し、それまでの間は手作業で対応いただくことを想定している。（オブザーバー）

○システム改修を令和8年度に着手する場合、予算の範囲内で交付金が措置される予定と回答にある。令和7年度の予算を繰り越して用意される認識でよいか。（構成員）

○制度改革や年金の取扱いが変わる場合、必要なシステム改修については年金局から案内を行い、交付金を措置する取り扱いとしている。システム改修は令和7年度中の対応をご依頼しているが、令和8年度のシステム改修となる場合は令和8年度の交付金措置を予定している。令和7年度にシステム改修した分は令和7年度予算で、令和8年度にシステム改修した分は令和8年度予算で交付金を措置する。（オブザーバー）

○承知した。（構成員）

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。1点目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2点目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3点目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続きご協力いただきたい。（事務局）

以上